

9、労働賃金は一切現金にて支拂されたし  
十六 経過

前記井上は採炭夫中の組合員と協議し組合の應援を求め七日、八日の二回に亘り炭坑側勞務主任を訪問したるも面會を拒絶せられたる爲勞務係に折衝し同様拒絶さるるや附近主要炭坑にアジビラを撒布せり。

會社側は引續き十日、十三日と労働者側の會見申込に對し組合の介在を避けて之を拒絶し一方紛議に参加したる組合員三名の説得に努めた結果争議團を脱することとなつたので九州鐵山労働組合に在りては勝算なく十四日所轄大隈警察署に調停を依頼するに至り左の條件にて解決したのである。

十七 解決條件

4  
争議費用（井上に對する手當を含む）として九州鐵山坑夫組合に金一封（參拾五圓）を交付すること